

協会けんぽ 福島 通信

協会けんぽ 2025(令和7)年度決算(見込み)のお知らせ

2025年度の決算(見込み)の概要

2025年度の決算は収入が12兆3,406億円、支出が11兆6,611億円、収支差は前年度から209億円増加し、6,795億円となりました。

保険料収入は、賃上げや被保険者数の増加により前年度比4,057億円の増加となりました。保険給付費は加入者1人当たり保険給付費が増加した影響で前年度比2,818億円の増加となっています。

また、拠出金等は後期高齢者支援金が増加した影響で前年度比1,634億円の増加となりました。

※詳しくは、協会けんぽのホームページをご覧ください。

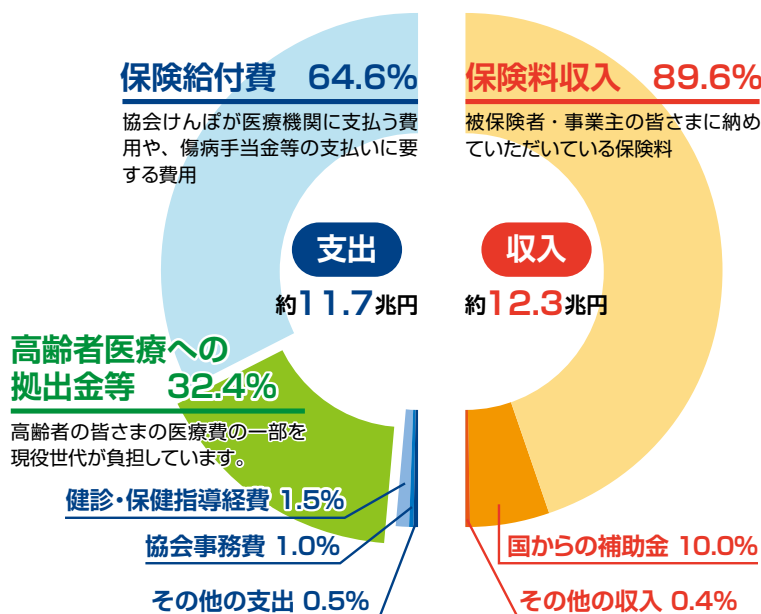
■ 2025年度決算(見込み) | 医療分

(単位：億円)

収 入	保険料収入	110,546 (+4,057)
	国庫補助等	12,383 (+693)
	そ の 他	477 (+132)
	計	123,406 (+4,881)
支 出	保険給付費	75,369 (+2,818)
	拠 出 金 等	37,829 (+1,634)
	そ の 他	3,413 (+220)
	計	116,611 (+4,672)
単年度収支差		6,795 (+209)

※()内は、対前年度比

※支出の「その他」は下図の「健診・保健指導経費」「協会事務費」「その他の支出」の合計



Q. 2025年度の決算は黒字でしたが、協会けんぽの財政は今後どのような見通しなのでしょうか？

A. 協会けんぽの財政は、当面、賃上げ等により標準報酬月額が増加が見込まれるものの、

- 現在の不安定な世界情勢が我が国の経済社会に及ぼす影響が不透明であり、これまでのような保険料収入の増加が中長期的に継続するか予測が難しいこと
- 協会けんぽ加入者の平均年齢の上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれること
- 団塊の世代がすべて後期高齢者になったことにより後期高齢者支援金が高負担額のまま推移することが見込まれること

等に留意が必要と考えています。

また、医療費については、物価や賃金、人手不足等の医療機関を取りまく環境の変化に対応するため、2026(令和8)年度診療報酬改定において、診療報酬(本体部分)の改定率が3.09%(2026年度：+2.41%、2027年度：+3.77%)と高い伸び率とされ、2026年6月以降の医療費に反映されることなどから、今後の動向を注視する必要があると考えています。

※2026年度は平均保険料率10.0%から9.9%に引き下げたほか、国から交付される国庫補助が2026年度から3年間減額されることとなっています。

令和7年度 福島支部の事業報告

保健事業の推進

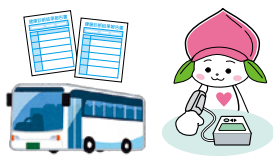
特定健診・特定保健指導の促進

	被保険者 (40～74歳)	被扶養者 (40～74歳)
健診受診率	70.8%	29.6%
特定保健指導実施率	27.3%	9.5%

協会けんぽは、加入者の皆さまに特定健診・特定保健指導を実施しています。

健診機関が少ない地域での「集合バス健診」や被扶養者を対象とした「0円健診」など、全ての加入者の方が受診しやすい環境を整えています。

令和8年度からは、健診内容がさらに充実していますので、ぜひ協会けんぽの健診をご利用ください！



「健康事業所宣言」事業

健康事業所宣言 参加登録事業所数

2,458 社

「健康事業所宣言」は従業員の健康づくりに積極的に取り組む事業所を、協会けんぽがサポートする事業です。

「従業員に元気で健康に働き続けてほしい！」
「会社のイメージアップを図りたい！」

健康づくりに取り組むことで、従業員の健康維持や企業イメージの向上にも繋がります。

セミナーの講師派遣やポスター・健康情報誌の提供などのサポートを無料でご利用いただけますので、ぜひご登録ください！



詳細は、協会けんぽの
ホームページを
ご覧ください



協会けんぽHP

医療費適正化の取り組み

レセプト点検の促進

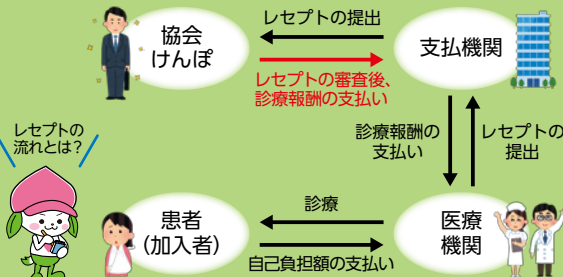
レセプト年間査定額

約 2.2 億円

医療機関から提出された請求書（レセプト）の点検業務を強化し、医療費の適正化や不要な支出の削減を図っています。

加入者の皆さまに安定したサービスを提供できるよう、今後も効率的かつ適正な保険運営に努めてまいります。

医療機関を受診すると、窓口で自己負担分を支払います。
残りの医療費は、医療機関からのレセプト（診療報酬明細書）の請求に基づき、協会けんぽが医療機関にお支払いします。



ジェネリック医薬品の使用推進

ジェネリック医薬品の使用割合

91.6%

(参考値：令和8年1月診療分)

ジェネリック医薬品を使用する事で、患者様のお薬代の軽減と、保険者の医療費の抑制に繋がる事から、協会けんぽではジェネリック医薬品の使用を促進しています。

福島支部は全国と比較してもジェネリック医薬品の使用割合がとて高くなっています。

引き続きジェネリック医薬品の使用にご協力お願いいたします。



ご存じですか？

後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方希望された場合は、特別の料金がかかるんです。



ーストレスチェック制度についてのご案内ー

労働安全衛生法が改正され、令和10年4月1日から労働者数50人未満の小規模事業場も、ストレスチェック制度の実施が義務となります。

小規模事業場におけるストレスチェック制度の導入にあたっては、厚生労働省ホームページおよび労働局が作成した「ストレスチェック制度導入マニュアル」を参照ください。

詳細はこちら



厚生労働省HP